

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成25年6月17日現在

| 青森県 | | 出荷制限 |
|-----------------|--|---|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 青森市、十和田市、階上町 |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木クリタケ(露地栽培) | 一関市、奥州市 |
| | 原木シイタケ(露地栽培) | 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町 |
| | 原木ナメコ | 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町 |
| | タケノコ | 一関市、陸前高田市、奥州市 |
| | こしあぶら | 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町 |
| | ぜんまい | 一関市、奥州市、住田町 |
| | せり(野生のものに限る。) | 一関市、奥州市 |
| わらび(野生のものに限る。) | 一関市、陸前高田市、奥州市、平泉町 | |
| 雑穀 | 大豆 | 一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。) |
| 穀類 | ソバ | 盛岡市(旧浪民村の区域に限る。)&及び一関市(旧大原町の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。) |
| 水産物 | ヒラメ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | スズキ | 同上 |
| | イワナ(養殖を除く。) | 磐井川(支流を含む。)&及び砂鉄川(支流を含む。) |
| 肉 | ウグイ | 気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) |
| | 牛の肉 [※] | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| ヤマドリ | 肉 | 全域 |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 |
| | タケノコ | 白石市、栗原市、丸森町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 栗原市、大崎市 |
| | くさそてつ(こごみ) | 気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町 |
| | こしあぶら | 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町 |
| ぜんまい | 気仙沼市、大崎市、丸森町 | |
| 雑穀 | 大豆 | 栗原市(旧金田村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。) |
| 穀類 | 米(平成25年産) | 栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) |
| | ソバ | 栗原市(旧金成村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、大崎市(旧一栗村の区域に限る。) |
| 水産物 | ヒラメ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| | ヒガンフグ | 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | スズキ | 同上 |
| | イワナ(養殖を除く。) | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碓氷川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) |
| ウグイ | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川(支流を含む。) | |
| 肉 | 牛の肉 [※] | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域 |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 土浦市、鉾田市、茨城町 |
| | タケノコ | 石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村 |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | 日立市、常陸太田市、常陸大宮市 |
| 水産物 | イシガレイ | 同上 |
| | コモンカスベ | 同上 |
| | シロメバル | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | スズキ | 同上 |
| | ニベ | 同上 |
| | マダラ | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | ヒラメ | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| アメリカナマス(養殖を除く。) | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 | |
| ギンブナ(養殖を除く。) | 同上 | |
| ウナギ | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。) | |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| その他 | 茶 | 結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 |

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成25年6月17日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------------|---|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町 |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町 |
| | タケノコ | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 |
| | くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町 |
| | さんしょう(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 |
| | ぜんまい(野生のものに限る。) | 日光市、那須町 |
| | たらのめ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、大田原市、矢板市、市貝町、塩谷町、那須町 |
| | わらび(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市 |
| | クリ | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| 群馬県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | ヤマドリ | 全域 |
| 埼玉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町 |
| 千葉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 君津市、富津市、山武市 |
| | タケノコ | 木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町 |
| 水産物 | ギンブナ | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| 新潟県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。) |
| 山梨県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 |
| 長野県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村 |
| 静岡県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 御殿場市、小山町 |

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年6月17日現在

| 福島県 | | 出荷制限 | |
|---------------------------|---|--|--|
| 原乳 | H23.3.21～：下記の地域以外 | H23.3.21～4.6解除 喜多市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 | |
| | H23.3.21～4.16解除 | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、埴町、矢祭町、いわき市 | |
| | H23.3.21～4.21解除 | 相馬市、新地町 | |
| | H23.3.21～5.1解除 | 南相馬市（鹿島区のうち、烏崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。）、 | |
| | H23.3.21～6.8解除 | 田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 | |
| H23.3.21～10.7解除 | 会津若松市、桑折町、天栄町、楡枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楢葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 | | |
| 非結核性葉菜類（ホウレンソウ、カキナ等） | H23.3.21～：下記の地域以外 | H23.3.21～5.4解除 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 | |
| | H23.3.21～5.11解除 | 会津若松市、喜多市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝岐村 | |
| | H23.3.21～5.25解除 | 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、 | |
| | H23.3.21～6.1解除 | 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | |
| | H23.3.21～6.23解除 | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 | |
| | H23.3.21～11.4解除 | 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 | |
| | H23.3.21～H25.3.29解除 | 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 | |
| | H23.3.23～：下記の地域以外 | H23.3.23～5.4解除 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 | |
| | H23.3.23～5.11解除 | 会津若松市、喜多市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝岐村 | |
| | H23.3.23～5.25解除 | 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、 | |
| H23.3.23～6.1解除 | 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | | |
| H23.3.23～6.23解除 | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 | | |
| H23.3.23～11.4解除 | 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 | | |
| H23.3.23～H25.3.29解除 | 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 | | |
| 結核性葉菜類（キャベツ等） | H23.3.23～：下記の地域以外 | H23.3.23～4.27解除 会津若松市、喜多市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝岐村 | |
| | H23.3.23～5.4解除 | 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | |
| | H23.3.23～5.11解除 | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 | |
| | H23.3.23～5.25解除 | 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、 | |
| | H23.3.23～10.28解除 | 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 | |
| H23.3.23～H25.3.29解除 | 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 | | |
| アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等） | H23.3.23～：下記の地域以外 | H23.3.23～4.27解除 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 | |
| | H23.3.23～5.4解除 | いわき市 | |
| | H23.3.23～5.11解除 | 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | |
| | H23.3.23～5.18解除 | 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楡枝岐村、只見町 | |
| | H23.3.23～6.15解除 | 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村 | |
| H23.3.23～10.28解除 | 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 | | |
| H23.3.23～H25.3.29解除 | 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 | | |
| 野菜類 | カブ | H23.3.23～：下記の地域以外 | H23.3.23～5.4解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村 |
| | | H23.3.23～5.18解除 | 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楡枝岐村、只見町 |
| | | H23.3.23～6.23解除 | 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、 |
| | | H23.3.23～11.4解除 | 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 |
| | | H23.3.23～H25.3.29解除 | 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 |
| 原木しいたけ(露地栽培) | H23.4.13～：福島市 | H24.4.13～4.25解除 いわき市 | |
| | H23.4.25～：本宮市 | H23.4.13～5.16解除 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町 | |
| | H23.4.13～5.23解除 | 川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 | |
| | H23.10.18～：二本松市 | H23.7.19～：伊達市 | |
| | H23.7.22～：新地町 | H23.7.19～9.7解除 本宮市 | |
| 原木しいたけ(施設栽培) | H23.11.14～：川俣町 | H23.10.31～：相馬市、いわき市 | |
| | H23.9.8～：棚倉町、古殿町（※養蚕園に属する野生キノコに限る） | H23.9.8～：棚倉町、古殿町（※養蚕園に属する野生キノコに限る） | |
| | H23.9.15～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、埴町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大蔵町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、高尾村、飯館村 | H23.9.15～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、埴町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大蔵町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、高尾村、飯館村 | |
| | H23.10.18～：喜多市 | H23.10.18～：喜多市 | |
| | H24.9.15～：昭和村 | H24.9.15～：昭和村 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.11～：磐梯町 | H24.10.11～：磐梯町 | |
| | H24.10.18～：会津坂下町、北塩原村 | H24.10.18～：会津坂下町、北塩原村 | |
| | H23.5.9～：伊達市、相馬市、三春町 | H23.5.9～：伊達市、相馬市、三春町 | |
| | H23.5.13～：南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村 | H23.5.13～：南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村 | |
| | H23.5.9～5.30解除 平田村 | H23.5.9～5.30解除 平田村 | |
| たけのこ | H23.5.9～6.8解除 いわき市 | H23.5.9～6.8解除 いわき市 | |
| | H24.4.9～ | H24.4.9～ | |
| | H23.5.9～6.21解除 天栄村 | H23.5.9～6.21解除 天栄村 | |
| | H23.5.13～6.21解除 国見町 | H23.5.13～6.21解除 国見町 | |
| | H24.4.18～：福島市、新地町 | H24.4.18～：福島市、新地町 | |
| | H24.4.23～：広野町 | H24.4.23～：広野町 | |
| | H24.5.2～：二本松市、大玉村 | H24.5.2～：二本松市、大玉村 | |
| | H24.5.7～：須賀川市 | H24.5.7～：須賀川市 | |
| | H24.6.25～：郡山市 | H24.6.25～：郡山市 | |
| | H25.5.14～：川内村 | H25.5.14～：川内村 | |
| H25.5.18～：白河市、楢葉町 | H25.5.18～：白河市、楢葉町 | | |
| H25.5.28～：高尾村 | H25.5.28～：高尾村 | | |
| H25.6.10～：田村市 | H25.6.10～：田村市 | | |
| わさび(畑において栽培されたものに限る。) | H24.4.18～：伊達市、川俣町 | H24.4.18～：伊達市、川俣町 | |

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年6月17日現在

| 福島県 | | 出荷制限 |
|--------------|--|------|
| イカナゴの稚魚 | H23.4.20～H24.6.22解除：全域 | |
| ヤマメ(養殖を除く。) | H23.6.6～：秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する阿川、長瀬川(鰍川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | |
| | H23.6.17～：真野川(支流を含む。) | |
| | H24.3.29～：新田川(支流を含む。) | |
| | H24.3.29～：太田川(支流を含む。) | |
| | H24.4.5～：鰍川(支流に限る。) | |
| ウグイ | H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する阿川(支流を含む。ただし鰍川を除く。)及び日瀬川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) | |
| | H24.6.7～：福島県内の久慈川(支流を含む。) | |
| | H23.6.17～：真野川(支流を含む。) | |
| | H23.6.27～：阿武隈川のうち楮夫ダムの下流(支流を含む。) | |
| | H24.3.29～：秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する阿川、長瀬川(鰍川との合流点から上流部分に限る。) | |
| ウナギ | H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する阿川(支流を含む。ただし鰍川及びその支流を除く。)及び日瀬川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) | |
| | H24.5.24～：福島県内の只見川のうち流ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。) | |
| アユ(養殖を除く。) | H24.8.2～：阿武隈川のうち楮夫ダムの下流(支流を含む。) | |
| イワナ(養殖を除く。) | H23.6.27～：阿武隈川のうち楮夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。) | |
| | H24.4.5～：阿武隈川(支流を含む。) | |
| コイ(養殖を除く。) | H24.4.12～：鰍川(支流に限る。) | |
| | H24.4.24～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する阿川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(鰍川との合流地点から上流の部分に限る。)並びに日瀬川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。) | |
| フナ(養殖を除く。) | H24.5.31～：阿武隈川のうち楮夫ダムの下流(支流を含む。) | |
| | H24.8.2～：福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | |
| アインメ | | |
| アカガレイ | | |
| アカシラメ | | |
| イカナゴ(稚魚を除く。) | | |
| インガレイ | | |
| ウスメバル | | |
| ウミタナゴ | | |
| エソイノアインメ | | |
| キツネメバル | | |
| クロウシノシタ | | |
| クロソイ | | |
| クロダイ | | |
| ケムシカジカ | | |
| コモンカスベ | | |
| サクラマス | | |
| サブロウ | | |
| シロメバル | | |
| スケトウダラ | | |
| スズキ | | |
| ニセ | | |
| ヌマガレイ | | |
| ハバガレイ | | |
| ヒガンフグ | | |
| ヒラメ | | |
| ホウボウ | | |
| ホシガレイ | | |
| マアナゴ | | |
| マガレイ | | |
| マコガレイ | | |
| マゴチ | | |
| マダラ | | |
| ムシガレイ | | |
| ムラソイ | | |
| メイトガレイ | | |
| ビノスガイ | | |
| キタムラサキウニ | | |
| ナガツカ | | |
| マンカワ | | |
| ホソザメ | | |
| シヨウサイフグ | | |
| サヨリ | | |
| 牛肉 | H23.7.19～H23.8.25一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。) | |
| イパシンの肉 | H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、茨城町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 | |
| | H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 | |
| カルガモの肉 | H23.12.2～：郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、湯川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楡倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鯉川村 | |
| キジの肉 | H25.1.30～：全県 | |
| クマの肉 | H25.1.30～：全県 | |
| ノウサギの肉 | H24.7.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝坂村 | |
| ヤマドリ肉 | H25.1.30～：全県 | |

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年6月17日現在

| 青森県 | | 出荷制限 | |
|----------------|--|---|---|
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.28～：十和田市、霧上町 H24.10.30～：青森市 | |
| 水産物 | マダラ | H24.8.27～H24.10.31解除：青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町増家岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| 岩手県 | | 出荷制限 | |
| 野菜類 | たけのこ | H24.5.31～：一関市、奥州市 H25.4.30～：陸前高田市 | |
| | 原木くりたけ(露地栽培) | H24.11.2～：一関市、奥州市 | |
| | 原木しいたけ(露地栽培) | H24.4.13～：陸前高田市、住田町 H24.4.20～：大船渡市 | |
| | | H24.4.25～：一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7～：花巻市、北上市、遠野市、釜ヶ崎町、山田町 | |
| | 原木なめこ(露地栽培) | H24.5.10～H25.4.8解除：盛岡市 | |
| | | H24.10.18～：大船渡市、釜石市 H24.10.23～：陸前高田市 H24.11.2～：一関市、奥州市 | |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.11～：一関市、陸前高田市、平泉町 H24.10.18～：釜石市 H24.10.18～：奥州市 H24.10.29～：大船渡市、釜ヶ崎町 H24.11.7～：遠野市 | |
| | | H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：遠野市 H24.5.15～：釜石市 H24.5.18～：住田町 H25.5.9～：北上市 H25.5.18～：遠野市 | |
| | こしあぶら | H24.5.30～：一関市、奥州市 H24.5.18～：一関市、奥州市 H24.5.18～：住田町 | |
| | せり(野生のものに限る。) | H24.5.18～：奥州市、陸前高田市 H25.5.17～：一関市 | |
| ぜんまい | | | |
| わらび(野生のものに限る。) | | | |
| 雑穀 | 大豆 | H25.1.4～H25.2.4一部解除：一関市(旧鯉清水村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) | |
| 穀類 | ソバ | H24.11.18～H24.12.12一部解除：遠野市(旧沢尻村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30～：奥州市(旧衣川村の区域に限る。) | |
| 水産物 | スズキ | H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | クロダイ | H24.11.0～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | マダラ | H24.5.2～H25.1.17解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | ヒラメ | H25.6.4～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 | |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.5.8～：藤井川(支流を含む。)、及び砂鉄川(支流を含む。) | |
| ウグイ | H24.5.11～：岩手県内の大川(支流を含む。)、及び同県内の北上川のうち四十四田ガムの下流(支流を含む。ただし、石狩川ガムの上流、石瀬ガムの上流、入畑ガムの上流、御所ガムの上流、外山ガムの上流、田原ガムの上流、御取ガムの上流、豊沢ガムの上流及び早池崎ガムの上流を除く。) H24.6.12～：荒川川(支流を含む。) | | |
| 肉 | 牛の肉 | H23.8.1～H23.8.25一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) | |
| | クマの肉 | H24.9.10～：全県 | |
| | シカの肉 | H24.7.28～：全県 | |
| | ヤマドリ肉 | H24.10.22～：全県 | |
| 宮城県 | | 出荷制限 | |
| 野菜類 | たけのこ | H24.5.1～：白石市、丸森町 H24.6.28～：栗原市 H24.1.18～：白石市、角田市 H24.3.8～：丸森町 H24.3.15～：栗原市 H24.4.5～：村田町 H24.4.11～：気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～：栗原市 H24.4.19～：石巻市 H24.4.20～：大崎市 H24.4.25～：登米市、東松島市 H24.4.27～：仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～：川崎町、大和町、富谷町 H24.5.9～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ宿町 H24.5.18～：大賀町 | |
| | 原木しいたけ(露地栽培) | H24.4.27～：大崎市、栗原市 H24.5.2～：加美町 H24.5.9～：気仙沼市 H24.5.7～：登米市、栗原市 H24.5.9～：大崎市、南三陸町 H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ宿町 H25.5.7～：大和町 H24.5.11～：気仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市 | |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.18～：栗原市、大崎市 | |
| | くさそつて(こごみ) | H24.4.27～：大崎市、栗原市 H24.5.2～：加美町 H24.5.9～：気仙沼市 H24.5.7～：登米市、栗原市 H24.5.9～：大崎市、南三陸町 H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ宿町 H25.5.7～：大和町 H24.5.11～：気仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市 | |
| | こしあぶら | | |
| | ぜんまい | | |
| | 雑穀 | 大豆 | H25.1.4～H25.2.15一部解除：栗原市(旧金田村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) |
| | 穀類 | 米(平成25年産) | H25.3.19～：栗原市(旧沢尻村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) |
| | 水産物 | ソバ | H24.11.18～H25.1.1一部解除：栗原市(旧金成村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～：大崎市(旧一栗村の区域に限る。) |
| | | クロダイ | H24.8.28～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 H24.11.0～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 |
| スズキ | | H24.4.12～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 | |
| ヒラメ | | H24.5.30～H25.4.1解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 H25.6.4～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 | |
| マダラ | | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2～H24.8.30解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2～H25.1.17解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもの) | |
| ヒガングツ | | H24.5.8～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 | |
| ヤマメ(養殖を除く。) | | H24.4.50～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ガムの上流を除く。) H24.5.14～：大倉川の大倉ダムより上流(支流を含む。)、及び駒川(支流を含む。ただし、瀧川及びその支流並びに瀧川4号堰の上流を除く。) H24.5.15～：三道川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、及び駒川(支流を含む。ただし、瀧川及びその支流並びに瀧川4号堰の上流を除く。) | |
| イワナ(養殖を除く。) | | H24.6.28～：江合川のうち橋子ガムの上流(支流を含む。)、及び二道川のうち寛福沢ガムの上流(支流を含む。) H24.8.22～：一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、及び藤石川のうち釜野ガムの上流(支流を含む。) H24.12.8～：広瀬川(支流を含む。) | |
| ウグイ | | H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ガムの上流を除く。) H24.5.18～：宮城県内の大川(支流を含む。) H24.5.28～：宮城県内の北上川(支流を含む。) | |
| 肉 | | 牛の肉 | H23.7.28～H23.8.19一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) |
| | イノシシの肉 | H24.5.22～：青田町、丸森町、山元町 H24.6.25～：全県(上記地域を除く。) | |
| | クマの肉 | H24.6.25～：全県 | |

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年6月17日現在

| 山形県 | | 出荷制限 |
|-----------------|---|--|
| 肉 | クマの肉 | H24.9.10～：全域 |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 原乳 | | H23.3.23～4.10解除：全域 |
| 野菜類 | ホウレンソウ | H23.3.21～4.17解除：全域（下記の地域を除く。） H23.3.21～6.1解除：北茨城市、高萩市 |
| | カキナ | H23.3.21～4.17解除：全域 |
| | パセリ | H23.3.23～4.17解除：全域 |
| | タケノコ | H24.4.6～：潮来市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13～：石岡市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、茨城県、利根町 H24.4.19～：ひたちなか市、鉾田市、東葛村 |
| | 原木シイタケ（露地栽培） | H24.4.29～：北茨城市、大洗町 H23.10.14～：土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10～：茨城県、阿見町 |
| | 原木シイタケ（施設栽培） | H24.4.6～：常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～：ひたちなか市、那珂市 |
| | こしあぶら | H23.10.14～：土浦市、鉾田市 H23.11.10～：茨城県 |
| | こしあぶら | H24.5.2～：日立市、常陸大宮市（野生のものに限る。） H24.5.10～：常陸大宮市（野生のものに限る。） |
| | インゲイ | H24.7.6～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | 水産物 | スズキ H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 シロメバル H24.4.13～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 ニベ H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 マダラ H24.11.9～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 ヒラメ H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 コモンカスベ H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 アメリカナマス（養殖を除く。） H24.4.17～：瀬ヶ浦、北浦及び外浜遊漁並びにこれらの潮溜に流入する河川並びに常陸利根川 ギンブナ H24.4.17～：瀬ヶ浦、北浦及び外浜遊漁並びにこれらの潮溜に流入する河川並びに常陸利根川（養殖を除く。） ウナギ H24.5.7～：瀬ヶ浦、北浦及び外浜遊漁並びにこれらの潮溜に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川（支流を含む。） |
| 肉 | イノシシの肉 | H23.12.2～H23.12.21一部解除：全県（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。） H23.6.2～：以下の地域以外 H23.6.2～10.18解除：古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除：大子町 H23.6.2～H24.5.23解除：常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除：鉾田市 H23.6.2～H24.7.24解除：水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除：日立市 H23.6.2～H24.10.5解除：茨城県 H23.6.2～H24.10.11解除：つくば市 H23.6.2～H25.4.3解除：牛久市 H23.6.2～H25.5.29解除：土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2～H25.6.17解除：小美玉市 |
| 茶 | | |
| 栃木県 | | 出荷制限 |
| 原乳 | | H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塩谷町 H23.3.21～4.27解除：全域 |
| 野菜類 | カキナ | H23.3.21～4.14解除：全域 |
| 野菜類 | 原木シイタケ（露地栽培） | H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：宇都宮市、さくら市、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～：大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～：足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～：栃木市、壬生町 |
| | 原木シイタケ（施設栽培） | H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：芳賀町、那須町 H24.4.12～：大田原市 H24.6.29～：さくら市 H24.6.4～：鹿沼市 H24.6.28～：壬生町 H24.11.29～：日光市 |
| | 原木クリタケ（露地栽培） | H23.11.7～：鹿沼市、矢板市 H23.11.8～：大田原市、那須塩原市 H23.11.14～：足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.5～：宇都宮市 H24.11.8～：塩谷町 H24.11.8～：壬生町 |
| | 原木ナメコ（露地栽培） | H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.10.4～：矢板市 H24.10.10～：那須町 H24.10.25～：佐野市 |
| | キノコ類（野生のものに限る。） | H24.11.2～：鹿沼市 H24.11.8～：壬生町 H24.11.12～：那珂川町 H24.11.19～：那須烏山市 H24.12.11～：大田原市 |
| | タケノコ | H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.8.7～：鹿沼市 H24.8.9～：矢板市 H24.8.15～：那須町 H24.8.29～：大田原市 H24.10.19～：塩谷町 H24.10.12～：那須烏山市 |
| | くさそつ（こごみ）（野生のものに限る。） | H24.5.1～：大田原市、那須町 H24.5.2～：那須塩原市 |
| | こしあぶら（野生のものに限る。） | H24.5.1～：大田原市、那須町、茂木町 H24.5.2～：宇都宮市、那須烏山市 H24.5.7～：鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町 H24.5.15～：さくら市 H25.4.25～：那珂川町 |
| | さんしょう（野生のものに限る。） | H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.5.14～：那須塩原市 H24.5.18～：大田原市 |
| | ぜんまい（野生のものに限る。） | H24.5.7～：日光市、那須町（野生のものに限る。） H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町 |
| たらのめ（野生のものに限る。） | H24.5.2～：市貝町 H25.4.18～：宇都宮市 H25.4.18～：塩谷町 | |
| わらび（野生のものに限る。） | H24.5.17～：大田原市、鹿沼市 H25.4.10～：宇都宮市、日光市 H25.5.28～：矢板市 | |
| クリ | H24.9.14～：那須塩原市、那須町 H24.9.18～：大田原市 | |

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成25年6月17日現在

| 福島県 | | 摂取制限 |
|--|--|------|
| 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマナ等) | H23.3.23～ 下記の地域以外 | |
| | H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 | |
| | H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 | |
| | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) | |
| | H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | |
| | H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 | |
| | H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | |
| H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | | |
| 結球性葉菜類(キャベツ等) | H23.3.23～ 下記の地域以外 | |
| | H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 | |
| | H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | |
| | H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 | |
| | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) | |
| | H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | |
| H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | | |
| アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等) | H23.3.23～ 下記の地域以外 | |
| | H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村) | |
| | H23.3.23～5.4解除：いわき市 | |
| | H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | |
| | H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 | |
| | H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村 | |
| | H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | |
| H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | | |
| 原木しいたけ(露地) | H23.4.13～： 飯館村 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H23.9.8～： 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る) | |
| | H23.9.15～： いわき市、棚倉町 | |
| | H23.9.20～： 南相馬市 | |
| 水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。) | H23.4.20～H24.6.22解除： 全域 | |
| | H24.3.29～： 新田川(支流を含む。) | |
| 肉 イノシシの肉 | H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、猪苗代町、富岡町、大蓬町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 | |
| | H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 | |

※ [] の箇所は摂取制限の対象